

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年2月5日 23時45分ごろ
発生場所	愛媛県松山市怒和島南東岸 クダコ島灯台から真方位255° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 57.9′ 東経132° 32.6′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船協和丸は、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年2月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 協和丸、343トン
船舶番号、船舶所有者等	135923、株式会社伸和船舶
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独で船橋当直につき、怒和島北東方沖を約10ノットの対地速力で自動操舵により南西進していた。 船長は、椅子に腰を掛けて楽な姿勢でいたところ、眠気を感じたものの、間もなく変針予定場所なので、居眠りに陥ることはないと思い、同じ姿勢で見張りを続け、いつしか居眠りに陥った。 本船は、変針予定場所を通過して航行を続け、怒和島南東岸付近の浅瀬に乗り揚げた。
分析	本船は、船長が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、眠気を感じた際、自動操舵とし、椅子に腰を掛けて楽な姿勢で見張りを続けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、本船が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・自動操舵とし、単独で船橋当直中に眠気を感じた場合には、手動操舵としたり、身体を動かしたり、窓を開放して外気に当たったりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。